

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(課長補佐級以上職員用⑤ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説なども参考にしてください。

番号	正解	解説
1	×	<p>同一府省の職員は、倫理規程の「利害関係者」には含まれないと解されています。(平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官) ただし、今回の事例では、同じ職場で働いてはいるものの、あくまでも業務委託先の社員であり、国家公務員ではないことから、利害関係者から外れるわけではありません。</p>
2	×	<p>親族関係や学生時代の友人など職員となる前からの関係がある者のほか、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者など、「私的な関係」がある者であれば、利害関係者に該当する場合であっても、倫理規程で規定されている禁止行為を行うことが例外的に認められる場合がありますが、<u>利害関係者から外れるわけではないことに注意が必要です。</u>(倫理規程第4条第1項) 禁止行為を行うことができるか否かについては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況等を勘案し、国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り認められますので、判断に迷った場合は、倫理事務担当者に相談してください。</p>
3	×	<p>自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由にできますが、問のケースのように費用負担額が自己の飲食費用に足りなかつた場合は、実際の金額との差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為となります。(倫理規程第3条第1項第6号) 相手方が多く費用を負担している事実を職員が知らなかつたとしても、倫理規程の禁止行為から外れるわけではありませんので、利害関係者と共に飲食をする際は、領収書などで飲食費の総額の確認するなど、自己の飲食費を確実に支払うよう注意が必要です。</p>
4	○	<p>職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは、通常の接遇の範囲内の行為であつて、それによって公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられるため、禁止行為の例外として認められています。(倫理規程第3条第2項第7号) ただし、本件の事例の場合、立入検査のために事業所を訪ねていることから、例外として認められている「会議」には当たらず、弁当の提供を受けることは認められません。</p>

5	○	<p>職員が依頼を受けて講師を務める場合等において、先方から合理的な範囲内で実費相当額の旅費を受けることは、「財産上の利益の供与」を受けることには当たらないと解られており、倫理規程第3条第1項第1号の「贈与等を受けること」には当たりません。</p> <p>「実費相当額」とは、原則として、国家公務員等の旅費に関する法律の基準による額を目安とします。</p> <p>また、「財産上の利益の供与」には当たらないことから、贈与等報告書の提出も不要となります。</p>
6	×	<p>利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければなりません。(倫理規程第9条第1項)</p> <p>職務としての依頼か否か、勤務時間中に行うか否かにかかわらず、承認を得る必要があります。</p>
7	×	<p>管理職の立場にある職員は、部下が倫理法等違反を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならないとされており、問のケースは黙認に当たることから、倫理規程第7条第3項に違反することとなります。(倫理規程第7条第3項)</p>
8	○	<p>所得等報告書の提出が必要な職員は、前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者に限るとされていることから、年の途中で本省審議官級以上の職員になった者は、その年の所得に係る所得等報告書の提出は不要となります。(倫理法第8条第1項)</p> <p>なお、同じく本省審議官級以上の職員に提出が義務づけられている、株取引等報告書については、本省審議官級以上の職員である間に行われた株取引等について、報告する必要があります。(倫理法第7条第1項)</p>
9	×	<p>利害関係者に該当しない事業者等から支払いを受けた講演等の報酬のうち、講演等の内容が職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関するものの場合で、報酬の額が5千円を超えるものは、全て贈与等報告書を提出する必要があります。(倫理規程第11条第1項第2号)</p> <p>本件の場合、職員は、職務と全く関係ない講演等を行うものであることから、5千円を超える報酬を受けた場合であっても贈与等報告書を提出する必要はありません。(倫理規程第11条第1項第2号)</p>
10	○	<p>倫理規程では、各省各庁の長は、職員が倫理法・倫理規程違反についての通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう配慮することが定められています(倫理規程第14条第4号)。</p> <p>現在、全ての府省等及び倫理審査会に通報窓口が設置されており、弁護士等による外部窓口も多くの府省等で併せて設置しています。</p> <p>各府省等及び倫理審査会では、メールや郵送等で国家公務員の倫理法令に違反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けています。</p> <p>通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報は窓口限りでとどめられるなど、個人情報の秘匿は厳守されることとなっています。</p> <p>※ 倫理審査会への相談・通報は、検索エンジンで「公務員倫理ホットライン」と入力してアクセスしてください。</p>